様式第四十三号（第百十条関係）

表

第　　号

動物用医薬品配置従事者身分証明書

写真貼付面

住　所
氏　名
年　月　日生
種　別

この者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第30条第１項の規定により許可された下記の動物用医薬品配置販売業者の配置従事者であることを証する。

年　　月　　日

都道府県知事　　印

（折り目）

配置販売業者　　許可年月日　　許可番号
氏名又は名称
住　　所
営業の区域
有効期限　　発行の日から　　年12月31日まで
発行年月日　　年　　月　　日

用紙　縦　120ミリメートル
　　横　90ミリメートル

写真　縦　35ミリメートル
　　横　25ミリメートル

裏

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律抜粋

（配置販売業の許可）

第30条　配置販売業の許可は、配置しようとする区域をその区域に含む都道府県ごとに、その都道府県知事が与える。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

一　薬剤師又は登録販売者が配置することその他当該都道府県の区域において医薬品の配置販売を行う体制が適切に医薬品を配置販売するために必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合しないとき。

二　申請者が、第５条第３号イからへまでのいずれかに該当するとき。

（配置従事者の身分証明書）

第33条　配置販売業者又はその配置員は、その住所地の都道府県知事が発行する身分証明書の交付を受け、かつ、これを携帯しなければ、医薬品の配置販売に従事してはならない。

２　前項の身分証明書に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（動物用医薬品等）

第83条　医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品（治験の対象とされる薬物等を含む。）であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものに関しては、この法律（第２条第15項、第９条の２、第９条の３第１項、第２項及び第４項、第36条の10第１項及び第２項（同条第７項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第76条の４、第76条の６、第76条の７第１項及び第２項、第76条の８第１項、第76条の９、第77条、第81条の４、次項及び第３項並びに第83条の４第３項（第83条の５第２項において準用する場合を含む。）を除く。）中「厚生労働大臣」とあるのは「農林水産大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「農林水産省令」と（中略）読み替えるものとする。

様式第四十四号（第百十一条関係）

（一）店舗販売業の場合

動物用医薬品店舗販売業廃止（休止／再開）届出書

年　　月　　日

都道府県知事　　殿

住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　　印

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第38条第１項において準用する同法第10条第１項の規定により動物用医薬品店舗販売業の廃止（休止／再開）を下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び許可番号
１　店舗の名称及び所在地
２　業務の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由
３　参考事項

（日本工業規格Ａ４）